

フランス競争法関係・調査報告（概要）

今井猛嘉

2006年6月19日

（訪問先）

- ・ Conseil de la concurrence
- ・ DGCCRF（競争・消費・不正行為防止総局。経済・財政・産業大臣の下部機関）
- ・ Brunet 弁護士

（目次）

1 金銭的制裁(une sanction pecuniaire)

商法 L464-2 所定の金銭的制裁と同法 L420-6 所定の罰金との関係

商法 L464-2 所定の金銭的制裁を賦課する要件（事業者の意義、事業者の故意、過失の有無等）

商法 L464-2 所定の要件の立証に係る事情

金銭的制裁賦課の減免（リニエンスー）に関する手続

金銭的制裁と損害賠償との関係

2 カルテル等罪（商法 L420-6）

3 金銭的制裁とカルテル等罪との関係（重複適用、二重処罰の禁止）

重複適用を巡る状況

二重処罰の禁止を巡る議論

4 競争評議会、DGCCRF の権限等

競争法の執行ないし争訟裁定機関

競争評議会等が主宰する手続と関与者（審査対象者）の権利

競争評議会等のその他の権限（警告の発出等）

5 ヨーロッパ委員会（European Commission）との関係、EU 加盟国との協調

ヨーロッパ委員会（European Commission）との関係

EU 加盟国との協調

( 調査結果の要点 )

## 1 金銭的制裁(une sanction pecuniaire)

商法 L464-2 所定の金銭的制裁(une sanction pecuniaire) と同法 L420-6 所定の罰金との関係

・以下の点で両者は異なる。

金銭的制裁は行政法上の制裁であるが、罰金は刑罰の一種である点。

金銭的制裁は、競争評議会(Conseil de la concurrence)という独立行政機関が賦課権限を独占しているが、罰金は刑事裁判所が賦課権限を有している点。

金銭的制裁は事業者（法人ないし個人）に課されるのに対して、罰金は自然人（個人）にしか科し得ない点。

金銭的制裁は競争法違反により経済的厚生に害を及ぼしたことへの制裁賦課を目的とするのに対して、罰金は（より一般的な）公共の秩序を動揺させた行為の処罰を目的とする点。

・但し、金銭的制裁も、事業者にとっては強制的性質を有し、「刑罰的色彩」を帯びていることは否定できない（特に、金銭的制裁の額が高額に至る場合）。

そこで競争評議会は、金銭的制裁を課す際に、基本的な法原則を遵守し、事業者の防御権（例えば、ヨーロッパ人権規約 6 条の要請）、対審手続の実施、上訴可能性の具備等を尊重すべきだとされている（詳細は を参照）。

・ 金銭的制裁は、事業者から反競争的行為によって得た不当利得を剥奪するためのものではない。

商法 L464-2 所定の金銭的制裁を賦課する要件（事業者の意義、事業者の故意、過失の有無等）

- ・ L464-2 にいう事業者。通常、法人格を有する組織
- ・ L464-2 にいう非事業者。弁護士会、その他の団体（労働組合等）
- ・ 事業者の被用者が、（事業者として）L464-2 による金銭的制裁を課されることはない。被用者は、L420-6 によって訴追・処罰されうるだけ。
- ・ 事業者に、競争法違反につき故意又は過失があったことは、金銭的制裁賦課の要件ではない。事業者の行為により、競争秩序の違反が「客観的に」生じたと言える限りにおいて、事業者には金銭的制裁が課される。
- ・ 違反について善意であった（bona fides）との事業者の主張は、金銭的制裁賦課を免れ

るための抗弁とはなり得ない。

- ・ 但し、この理は、個人事業者には妥当しない場合もありうる。
- ・ また、無過失は、金銭的制裁の額を加重ないし減輕する事情として、競争評議会により考慮され得る。
- ・ 加重事由：ex. 談合等を主導ないし（他社に）強制したとの事実。
- ・ 減輕事由：ex. 談合等を助長してはいなかった事実。

ex. La Poste グループに係る競争評議会決定（2005年11月17日）  
（100万ユーロ（約1.2億円）の金銭的制裁）。

#### 商法 L464-2 所定の要件の立証水準

- ・ 立証責任：競争評議会が負う（1993年10月12日破毀院判決（SA Concurrence case））。
- ・ 証拠能力：制約は無し。状況証拠による立証も可（但し、調書の適法性は厳格）。
- ・ 証明の程度：犯罪事実の立証に要求される程度よりも低くて良い。
- ・ 競争評議会が L464-2 による金銭的制裁を課すために審理を開始しようとした事案は、2004年には60件。

34件では、違反事実を立証するに十分な証拠を収集できなかったために、審理不開始で終結。

残りの26件では、事業者に金銭的制裁が課された。

- ・ 競争評議会による金銭的制裁賦課決定がパリ控訴院によって破棄された近時の例。  
ex. 2003年12月9日のパリ控訴院判決（競争評議会が、高速道路 SS によるガソリン価格カルテルの合意を認定したのは違法だとして、破棄）

#### 金銭的制裁賦課の減免（リニエンスー）に関する手続

- ・ 根拠規定：商法 L464 - 2 条
- ・ 金銭的制裁額算定に係るガイドラインは存在しない。
- ・ 競争評議会の年次報告書により、算定の実情を理解することは可能。
- ・ L464 - 2 第1項第3文。金銭的制裁を賦課する際に考慮すべき事項
  - （1） 違反行為の重大性、
  - （2） 違反行為が経済に与えた損害の程度、
  - （3） 制裁対象者（事業者等）に係る状況、
  - （4） 違反行為の反復の程度
- ・（1）から（4）は単純列挙。論理的先後関係無し。
- ・ 加重事由：（1）から（4）は、加重事由として考慮されることが多い。

- ・ 減輕事由：{ 1 } L464 - 2 第 3 項（違反の自認、将来の違反防止の申し出）  
           { 2 } 違反事業者の破産等、その財産状況  
           { 3 } 違反事業者の企業規模  
           （{ 2 } { 3 } につき、1997 年の年次報告書による言及）
- ・ 問題点：rapporteur général との交渉経過、競争評議会の裁量に依存し、不透明。  
           「個人に対するリニエンシーと、事業者に対するリニエンシーとの関係」及び  
           「行政制裁と刑事訴追との関係」も不明確。

#### 金銭的制裁の額

- ・ 競争評議会が理論上の最高額の金銭的制裁を課したことはない。

#### 金銭的制裁と損害賠償との関係

- ・ 違反事業者が、損害賠償をしたとの事実が、金銭的制裁賦課に際して考慮されることはない。
- ・ この点を考慮せよとの要請は、L464-2 にも規定されていない。
- ・ 但し、現実には、事業者が被害者に損害賠償をしたとの事実は、競争評議会によって考慮されうる。損害賠償により「違反行為が経済に及ぼした被害の重大性」( L464 - 2 条 ) は減少したと言いうるから。
- ・ 他方で、事業者が被害者に賠償をしたという事実は、事業者が違反事実を認めたという事実（加重事由）にもなりうる。

#### 2 カルテル等罪（商法典 L420-6）

- ・ 対象：自然人だけ。法人は処罰されない。
- ・ 2006 年 1 月からは、( Loi Perben による ) 刑法典の改正により、今後は、理論的には、商法典 L420-6 が法人にも適用可能に。
- ・ しかし、適用可能性は乏しいのでは、との反応。フランス競争法の枠組み（法人には行政制裁金が課せられ、刑罰は、L420-6 の厳格な要件が充たされる例外的な場合にのみ個人に科せられる）は変わらないであろう、との反応（担当官）。
- ・ L420-6 により、従業員でも、所定の要件を充たせば処罰される。しかし、従業員としての従属的地位が考慮され、量刑は緩和されうる。
- ・ 同条は、これまでのところ、14 の事案で適用された（1 年で 1 , 2 件しか訴追はない）。
- ・ 宣告された罰金額は、2287 ユーロ（約 251570 円）から 45735 ユーロ（約 5030850 円）に涉っている。

- ・ 宣告された自由刑については、執行猶予判決もあるが、実刑 1 年が科された被告人も存在（但し、賄賂罪、特別背任罪等でも有罪とされた被告人である）。

### 3 金銭的制裁とカルテル等罪との関係（重複適用、二重処罰の禁止）

#### 重複適用を巡る状況

- ・ 金銭的制裁（L464-2）は行政制裁金、罰金（L420-6）は刑罰であり、両者はそれぞれ性質を異にするので、前者を事業者に、後者を自然人に同時に賦課（科）することは、（それぞれの要件を充たす限り）可能。
- ・ 競争評議会が事業者に金銭的制裁その他の行政制裁を課す事案では、それら行政的措置により制裁及び違反行為の抑止として十分であることが多い。そこで、当該事案に係る自然人につき、更に（併行して）刑事裁判所による罰金の賦課が求められることは、稀である。
- ・ 例外的に、競争評議会による処分と併行して刑罰の賦課が必要と思われる事案では、競争評議会は、事案（一件記録 un dossier）を検察庁に送付する。
- ・ 送付するか否かの決定は、競争評議会の裁量による。
- ・ 競争評議会は、検察庁に、あらゆる証拠（供述証拠を含む）を提供することができる。
- ・ 1986 年以降、競争評議会は、7 件を、検察庁に送付。

入札談合（3 件）

市場分割（2 件。その内の 1 件は価格協定も含まれる）

価格協定（1 件。後述するバゲットの事案）

談合（1 件。食肉処理会社相互の合意）

いずれも、先ず競争評議会が金銭的制裁を事業者に課してから、当該事案が検察庁に送付されている。

#### ex.バゲット事例

Euro がフランスに導入される直前（即ち、2001 年の夏）に、Marne 県のパン・メーカー協会と 26 の個人パン業者が、コスト増に対抗するため協定を結び、バゲットの価格を従前より 0.3Francs 高い 4.90Francs（0.75Euro）に固定した事案。同協会長が訴追されて有罪とされた。

- ・ DGCCRF も、その市場調査権限に基づき、調査によって得られた事実を競争評議会と検察庁に伝達すること、あるいは、検察庁だけに伝達することができる。
- ・ そのような伝達がなされる典型例は、重大な談合（不正入札）の事案（反競争的行為に加えて汚職の疑いもあるケース等）である。

## 二重処罰の禁止を巡る議論

- 二重処罰禁止原則の根拠：ヨーロッパ人権規約（ECHR）6条1項、  
市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）14条
- ECHR 6条1項「何人も、無罪又は有罪の終局的判断が下された犯罪につき、当該判断を下した国家の管轄内における刑事手続により、再び刑事事件の審理を受け、あるいは処罰されてはならない。」  
「刑事裁判所が同一事件を二度処罰すること」だけが禁止される。
- この禁止の範囲外（許容される例）  
ex. 租税法違反による金銭的制裁賦課（租税当局）と罰金の併科  
（ECHR1999,3685597 and 4173198.）
- 事情はフランスにおいても同様  
反競争的行為をした事業者に対する金銭的制裁と、（事案により可能となる）刑罰の賦課は、二重処罰禁止原則に反しない。

## 5 競争評議会、DGCCRF の権限等

### 競争法の執行ないし争訟裁定機関

- 商法 L420 - 1、L420 - 2、L420 - 5（等）に係る執行ないし争訟裁定機関  
（1）競争評議会（企業や消費者団体が反競争的行為の存在を申立て等）  
（2）DGCCRF（行政調査等）  
（3）競争評議会議長から権限を委譲された特定の普通裁判所（ポルドー第一審裁判所、リヨン商事裁判所等）（私人が、反競争的行為を理由として事業者に民訴提起）

### 競争評議会等が主宰する手続と関与者（審査対象者）の権利

- 競争評議会による、反競争的行為に対する調査。DGCCRF への調査援助申請
- 競争評議会による調査担当機関  
報告官（rapporteur）、40人。予審判事に相当する権限。  
司法官出身者(magistrat judiciaire)、  
行政官出身者(magistrat administratif)、

エコノミスト出身者、  
弁護士(avocat)出身者

- ・ 報告官は、競争評議会委員とは、別個独立の機関。  
報告官は委員による決定には関与できない。  
委員は報告官に対して指示を出すことはできない。
- ・ 報告官による調査  
任意調査（裁判所の令状を得ないでなされる調査。商法 L450 - 3）  
強制調査（裁判所の令状を得てなされる調査。商法 L450 - 4）
- ・ 調書（procès-verbal）の作成  
調査官と供述者の双方がサインし、その写しを供述者に交付。  
この調書は、反証が提起されない限り、供述者が供述書に記載された事実を認めたと  
いう事実の証拠となる（商法 L450 2）。
- ・ 競争評議会、DGCCRF による調査、審査手続における対象者の権利保障  
刑罰賦課のための手続ではないが、刑事手続に認められた諸権利が、ほぼ遵守されて  
いる（ECHR の趣旨の尊重）。

公平の原則：調査、審査。報告官と競争評議会委員の兼務禁止、前者への指図禁止  
審査手続。 対審が原則（商法典 L463 1）。

聴聞の実施、証人や鑑定人への尋問、  
その他の防御手段の平等化  
(rapporteur は、聴聞に際して事案を報告するのみ。調査  
の正当性を弁論する機会は認められていない)  
(被審人は、弁護士と共に手続に参加できる)

(但し、刑訴手続との違い) : 競争評議会における審理は非公開。  
書面審理が中心となる点( 調書の適法性が大問題)

弁護士秘匿特権： out-house lawyer との関係では認められている  
(競争評議会と企業との交渉は、企業弁護士との遣り取りとなる)  
in-house lawyer との関係では認められていない。  
根拠規定はない。刑事に関する判例に従った整理。  
EU レベルでの議論を踏まえると、これは現時点での状況  
(ex.UK は、in-house lawyer との弁護士秘匿特権も是認)

自己負罪拒否特権：法人たる事業者との関係でも認められている。

法人自身に自己負罪拒否特権が認められるのか、その代表者ないし従業員（自然人）にのみ認められているのかは、不明確。

ex. Arrêt de la cour d'appel de Paris, 6/6/2000, SOCAE Atlantique  
（地方の公共事業に係る談合事案。DGCCRF 調査官による建設会社への調査が、調査目的を秘匿した不適法なものであったとして、会社関係者の供述を録取した調書の証拠能力が否定され、競争評議会による審理不開始決定が支持された）

ex. Arrêt de la cour d'appel de Paris, 26/10/2004 ( バゲット事件の控訴審判決。一般論は上記 Arrêt と矛盾しないが、調書の証拠排除は否定 )

記録の閲覧権：事業者は、競争評議会報告官が作成した報告書、その他関連する記録一式（一件記録・un dossier）を、競争評議会を訪問して閲覧することができ、また、そのコピーを請求することができる。  
（報告官と事業者との公平ないし武器対等維持のため）

公平原則を踏まえた審理：rapporteur の見解と予想される反論の提示（書面による）  
当事者の反論の機会の保障

行政官による審査の公平性：問題とされていない。

行政官が手続を主宰しても、手続保障は司法裁判所類似に整備されており、また上訴も通常裁判所に提起可能であることから、実質的な手続的保障はなされている、との理解であろう。

上訴制度（司法裁判所）：パリ控訴院、破毀院（いずれも特別部）

競争評議会の決定が司法裁判所で民訴として審査される。  
競争評議会は、その見解を書面で裁判所に伝達できるのみ。  
（公判廷には出頭できない）

競争評議会の決定の約 3 分の 1 が上訴されるが、  
その約 8 割が原決定支持で終結。

上訴によっても競争評議会の決定の執行は停止されない

(但し、裁判所が、決定に係る執行停止を命令する場合は別)

司法裁判所の審査が上訴のみ(二審)とされた理由

- (1) 競争法違反行為の実質は民商事事件に近い、
- (2) パリ控訴院と破毀院民事部の包括的管轄権、
- (3) 競争評議会の準司法裁判所的性質

例外：企業結合(合併)に関する審査。

経済・財政・産業大臣の所管

その審査に対する不服申し立て先は、Conseil d'État

競争評議会等のその他の権限(警告の発出等)

- ・ 競争評議会：事業者が、反競争的行為の中止を約した場合、これを受理しうる(L464-2第1項)。  
競争評議会決定により、この約束の実施を当該事業者に義務付けることは可能
- ・ 競争評議会：違反事実を立証しないまま警告を発する権限は有していない(準司法機関としての性質に由来する限界)  
No action letter を発する権限もない。
- ・ DGCCRF： 事業者に警告(反競争的行為を中止しなければ、事案を競争評議会に付託するという意思表示)を発出することは可能(根拠規定はないが、行政庁の裁量権行使の一態様として)  
No action letter の発出は、行政庁として可能だが、現在は、競争評議会と同様に、この発出はなされていない。

## 6 ヨーロッパ委員会（European Commission）との関係、EU 加盟国との協調

### ヨーロッパ委員会（European Commission）との関係

- ・ 加盟国は、EU 競争法を執行可能（理事会規則（1 / 2 0 0 3）による）
- ・ ヨーロッパ委員会が、フランスにおける反競争的行為につき決定を下すことも。

### EU 加盟国との協調

- ・ 複数の EU 加盟国に関連する反競争的行為への対処。関係国は、協調して調査実施。
- ・ フランスでは、この例は乏しい。

ex. 仏独間では、協同調査の経験はない。

- ・ 複数の加盟国が同一の事案について同時に調査を行い、事業者に処分を下せば、（刑罰ではないが、実質的には）二重処罰の禁止原則との抵触が問題となりうる。
- ・ この点への対応は、実例がないこともあり、検討は進んでいない。